

# 一般社団法人出羽三山羽黒山伏会定款

## 第一章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人出羽三山羽黒山伏会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を山形県酒田市宮野浦1丁目14番11号に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、出羽三山に連綿と受け継がれ、今に古儀を厳修して出羽三山神社が御齋行する四季折々の羽黒派古修験道に集う輩である羽黒山伏が、相互の親睦と羽黒修験の研鑽を図りながら「羽黒派古修験道」の御隆盛に貢献し、出羽三山の大神様のご加護の許、自他ともに無上の幸福を追求する目的に資するため、次の事業を行う。

- (1)年に一回の定例行事(羽黒山 出羽神社・三神合祭殿の「正式参拝」、「定時社員総会」、「羽黒修験研修会」、「親睦会」)を計画し、これを齋行する事業
- (2)「羽黒派古修験道」に関する宗教文化の振興を図る事業
- (3)前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第二章 会員

(入会)

第5条 当法人の目的に賛同し、入会した者を正会員とする。

- 2 当法人の会員として入会しようとする者は、当法人所定の入会申込書を提出するものとする。その申込書が当法人に到達した時に、その者は当法人の会員となる。

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1)正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2)賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3)名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会金及び会費)

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 正会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 3 賛助会員は、理事会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、別に定める届け出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議により、当該会員を除名することができる。

- (1)本定款その他の規則に違反したとき
- (2)当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3)その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)会費の納入が一年以上されなかったとき
- (2)総会員の同意があったとき
- (3)当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は当法人が解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度の終了後6か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(構成)

第14条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(議決権の数)

第15条 社員総会における議決権は、個人である正会員1名につき1個とし、1法人又は1団体である正会員1名につき5個とする。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の選任及び解任
- (3)事業報告及び収支決算
- (4)事業計画及び収支予算
- (5)定款の変更
- (6)解散
- (7)前各号に定めるもののほか、社員総会で決議するものとして法令に規定する事項又は本定款に定める事項

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 社員総会の招集は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は特別決議として、総正会員の半数以上の出席であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1)会員の除名
- (2)監事の解任
- (3)定款の変更
- (4)解散
- (5)その他法令で又は本定款で定めた事項

(書面や代理による議決権の行使)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、書面や電磁的方法(電子メール等による方法)による議決権を行使並びに他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印若しくは電子署名をする。

#### 第4章 役員等

(機関の設置)

第22条 当法人は、理事会及び監事を置く。

(理事の設置)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1)理事 3名以上20名以内
- (2)監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。

3 理事のうち3名以内を副会長、1名以内を専務理事、2名以内を常務理事とすることができる。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

2 会長、副会長、専務理事、及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者又はほかの在任理事の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(報酬等)

第26条 当法人の理事及び監事は無報酬とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 専務理事は、当法人の業務を執行する。

4 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(顧問及び相談役)

第29条 当法人に、若干名の顧問、及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事及び会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。
- 4 顧問及び相談役は、無報酬とする。

## 第5章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)社員総会の日時の決定及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2)規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3)業務執行の決定
- (4)理事の職務の執行の監督
- (5)会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (6)顧問及び相談役の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 招集通知は、会日の一週間前までに各理事、監事に対して発する。

(理事会の議長)

第33条 議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印若しくは電子署名をする。

## 第6章 基金

(基金の抛出)

第37条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の抛出を求めることができるものとする。

(基金の募集など)

第38条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決定によるものとする。

(抛出者の権利)

第39条 抛出された基金は、基金抛出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第40条 基金の抛出者に対する返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会において決定したところに従って行う。

## 第7章 計算

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度終了後、会長が、当該事業年度に関する次の資料を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(1)事業計画書及びその付属明細書

(2)収支予算書並びにこれらの付属明細書

## 第8章 附則

(委任)

第43条 本規定に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第45条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

1. 設立時理事 長谷川芳吉
2. 設立時理事 田中浅雄
3. 設立時理事 今野吉一
4. 設立時理事 石井清志
5. 設立時理事 草島進一
6. 設立時理事 剣持定次
7. 設立時理事 本望英紀
8. 設立時理事 椎名卓巳
9. 設立時理事 森サキイ
10. 設立時理事 四役順子
11. 設立時理事 佐藤真理子
12. 設立時理事 渡辺 章
13. 設立時理事 千葉純也
14. 設立時理事 高橋裕司

- 15. 設立時理事 工藤一郎
- 16. 設立時理事 齊藤耕治
- 17. 設立時理事 小野和彦
- 18. 設立時理事 田代貢一
- 19. 設立時監事 野尻佳代子
- 20. 設立時代表理事 田代貢一

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第46条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

(法令の準拠)

第47条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人出羽三山羽黒山伏会設立のため、本定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成26年4月8日